

障害当事者と就職先の企業との関係調整に腐心したケース

圏域 長生 センター名 長生プリオ

氏名	R・T	居住形態	家族同居 (GH) 単身 その他		
手帳種別及び等級	療育手帳 B-1	年齢	28歳	性別	男
成育歴および現在の生活状況	<p>中学1年の時にO町に転居。中学校卒業後、特別支援学校に進学。平成23年に卒業後、障害者支援施設への入所、就労移行支援事業所に通所、その後、平成26年いすみ市のグループホームに移り、就労移行支援B型事業所であるT事業所に通所。平成28年6月にナカポツセンターに登録し、就職活動を開始。9月にシステムキッチン工場の請負業者に就職し、ライン作業に従事していた。その後、ナカポツセンターが定期的に定着訪問を行っていた。R・Tはこだわりが強い面があり、職場での人間関係で不満を持つことが多く、無断欠勤をしたり、N社を辞めると言い出すことが度々あった。また平成30年3月にはN社に行く途中の電車で寝坊したため、そのまま3日間無断欠勤したこともあった。その都度、N社、T事業所、グループホーム、ナカポツセンターの4者で連携してR・Tの言い分を聞き、職場での対応を改善してもらうなどして、就労を継続してきた。</p>				
就業前の訓練事業所	T事業所	サービスの種類	就労継続支援B型事業	期間	2年
就職先	N社		入社日	H28.9.26	
業務内容	製品加工ラインの部材のピッキング				
就業先企業情報	<p>業種：運輸倉庫業 従業員数：4,300名 障害者雇用歴：茂原事業所では、数名の障害者を雇用していたが、コロナ禍の影響もあり、現在は少なくなっている。 その他：運送業者として出入りする大手製造工場の請負作業を行っている。</p>				
就業前の課題	グループホームを利用し単身生活への移行を目指す。（生活スキルの向上） けいれん発作が起きないように体調管理をする。				
就労定着支援個別支援計画	別紙支援計画添付				
課題解消に向けた支援体制					

<p>障害者就業・生活支援センターと就労定着支援事業所間の連携経過</p>	<p>R・Tは平成28年6月にT事業所の紹介でナカポツセンターに登録。ナカポツセンターとT事業所で連携して就職活動を行った。平成28年9月にナカポツセンターからの紹介でN社に入社。入社以降はナカポツセンターが定着支援を担ってきたが、平成30年7月、T事業所より「就労定着支援事業も始めたため、今後はT事業所が定着支援を行いたい」との話がある。R・TやN社も了解。それまでのN社とのやり取りも含め、ナカポツセンターからT事業所へ引継ぎを行った。相談支援専門員は当初よりナカポツセンターが担っている。</p> <p>T事業所が定期的にグループホームへ訪問。R・Tからは「残業が多くて、グループホームへ帰ると遅くなる」などの訴えがあるため、T事業所が直接R・Tに対する支援に入り、ナカポツセンターはN社との全般的な関係維持の立場で関わることにしてきた。</p>	
<p>具体的支援経過</p>	<p>H28.9</p>	<p>N社に就職</p>
	<p>H29.5</p>	<p>T事業所より、R・Tが無断欠勤をしたとの報告あり。R・Tと面談したところ、「N社を辞めたい。」との話があった。R・Tを説得するとともに、N社への申し入れ事項を協議。ジョブコーチの導入などを相談したが、N社からは請負元の了解が得られないとの理由で、認められなかった。</p>
	<p>H29.11</p>	<p>ナカポツセンターによる職場定着訪問（半年ごと）</p>
	<p>H30.3</p>	<p>R・TがN社を無断欠勤し、その後3日間グループホームに戻らず、連絡も取れなくなる。3日後、千葉市の友人宅にいるところを、グループホーム職員が発見して、グループホームに連れ帰った。失踪の理由は通勤の電車で寝過ごしたことだが、職場の人間関係への不満も要因と見られた。翌日、N社への謝罪にはナカポツセンターとT事業所が同行し、N社は職場への復帰を認めた。</p>
	<p>H30.7</p>	<p>T事業所から就労定着支援を開始するとの連絡があり、定期的定着訪問はT事業所が行うことになった。その後は、R・Tを除く他のナカポツセンター登録者についてN社に半年ごとの定着訪問を実施。</p>
	<p>R2.4</p>	<p>T事業所から電話があり、R・Tが腰痛の為1週間休むことの報告と、コロナの影響で残業が多く、グループホームに帰れないことがあるとの訴えがあり、ナカポツセンターからN社に電話。残業の制限をお願いした。</p>
	<p>R2.6</p>	<p>T事業所から電話あり。今回は目が痛いと言ってN社を休んでいる。最近残業が多いことに加えて、4月から新しい職場に異動して、新しいリーダーからいろいろな指示をされて対応できないので、N社を辞めたいとの訴えだった。T事業所からは、しばらくR・TにN社を休ませることと、N社へはどのように話せばよいかとの相談があり、ナカポツセンターが同行して説明することにした。</p>

<p>具体的支援経過</p>	<p>R2.6</p>	<p>R・Tは、T事業所から、N社は残業させないと聞いていたのにも関わらず、翌日に残業があり、電車の遅延もあってグループホームへの帰着が遅くなったことに怒り、もうN社には行きたくないの一点張りとなった。ナカポツセンターとT事業所から何度も説得を試みたが、R・Tの意思は固く、7月に退職することとなった。</p>
<p>現在の状況及び支援効果</p>	<p>R・TはT事業所に戻り、作業を行いながら就職活動を続けている。R・TはこのN社での4年弱の勤務を通じて、様々な仕事ができる能力を身に付け、自立した生活への展望が開けたといえる。</p>	
<p>障害者就業・生活支援センター側からの支援・連携上の課題</p>	<p>T事業所が就労定着支援事業を開始し、R・Tの定着支援を任せてしまったことにより、ナカポツセンターがR・Tの職場での状況を十分把握できなかったことに加え、T事業所とN社とのパイプも細く、やりとりがナカポツセンター経由となってしまっていたことも問題だったと思う。R・TとN社との間をつなぐナカポツセンターとT事業所との役割分担も必要であるが、相互の意思疎通のためには連携、さらに言えば重複する部分も重要であることを感じた。</p>	
<p>就労定着支援事業所からの要望・意見</p>	<p>就労定着支援は就業時間外での面談が難しいことから、N社を訪問しての面談することになったが、休憩時間以外の時間で面談を設定したため、落ち着いて面談する時間が取れないことが多かった。また、本件退職に至った経緯の中で、コロナの影響でN社側に余裕がなくなり、残業の増加や配置転換などで、R・TがN社に不信感を持ってしまったことも大きな要因だったと考えられる。</p>	

個別就労定着支援計画書			管理者	サビ管	作成者
利用者氏名	R.T . 様	1 / 1	2018年 7月14日	2018年 7月14日	2018年 7月14日
作成者	K				
対象期間	2018.7.15 ~ 2019.7.14.				
事業名	就労定着支援事業				

利用者（本人）の意向		総合的な支援の方針		
雇用された職場への定着及び就労の継続を図るために、相談を聞いて欲しい。また必要な支援、助言等を受けたい。		職場への定着及び就労の継続を図るための相談、支援、助言等を行うとともに、職場、家庭、地域での役割を認識し、その役割を果せるよう支援します。また、地域生活の安定と充実のため、種々の経験や能力を高める支援を行います。		
支援種類	支援目標	支援内容		
	目標	支援内容	サービス提供機関	期間
就労	職場への定着が図れるよう、就労上の支援をします。	毎月：本人への対面支援（雇用先への訪問や家庭への訪問など）を行い、就労面の課題を把握し、解決に努めます。 毎月：雇用先企業への訪問支援を行い、就労面の課題を把握し、雇用先企業が主体的に課題解決に取り組めるよう支援します。 適宜：緊急時の対応等の支援を行います。	T事業所	1年
日常生活	職場定着が図れるよう、必要な日常生活上の支援をします。 生活の幅が広がるよう支援します。	毎月：本人への対面支援（雇用先への訪問やGHへの訪問など）を行い、日常生活面の課題を把握し、解決に努めます。	T事業所 GH：K	1年
社会生活	職場定着が図れるよう、必要な社会生活上の支援をします。	毎月：本人への対面支援（雇用先への訪問や家庭への訪問など）を行い、社会生活面の課題を把握し、解決に努めます。	T事業所	1年
連絡調整	職場への定着を図るための関係機関との連絡調整を行います。	適宜：職場への定着を図る上での様々な課題解決に向けて、GH、行政、計画相談事業所、医療機関等との連携調整を行います。	T事業所 GH；K O町 長生プリオ Pクリニック等	1年

2018年 7月 14日

ご署名 \_\_\_\_\_ 印